

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月5日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第25号

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年阿賀野市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成16年阿賀野市規則第36号」の次に「。以下「勤務時間規則」という。」を加える。

第11条中「及び特別休暇」を「、特別休暇、介護休暇及び介護時間」に改める。

第13条の次に次の2条を加える。

（介護休暇）

第13条の2 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、当該申出において、勤務時間規則第12条第1項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第13条の3 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（初めてこの条に規定する休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、同項中「2時間」とあるのは、「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

別表第4第4号及び第5号の項を削り、第6号の項を第4号の項とし、第7号の項から第12号の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。